第7期介護保険事業計画作成検討部会の設置について

板橋区では、第7期介護保険事業計画の策定に向け、専門的かつ具体的な検討又は調査・ 分析を行うための専門部会として、下記のとおり二つの事業計画作成検討部会を設置します。 この専門部会は区関係者等で構成され、必要に応じて開催します。

	地域包括ケアシステム検討部会	介護基盤整備検討部会
検討内容	第7期介護保険事業計画の策定においては「地域包括ケア」の更なる深化・推進が課題となる。 今回、介護保険制度の見直しを踏まえて、第6期までの重点項目とその進捗状況について検証し、今後の板橋区における地域包括ケアの深化・推進を図るため、課題や問題点について検討する。	第6期までの介護基盤整備の進捗状況について検証し、第7期以降における板橋区での介護基盤の整備の在り方及び方向性について検討する。 介護基盤:介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、地域密着型サービス事業所、特定施設(介護付き有料老人ホーム)、都市型軽費老人ホーム、サービス付き高齢者住宅等
開催時期	第1回 5月開催予定 以後、必要に応じて3~4回程度開催	第1回 5月開催予定 以後、必要に応じて2~3回開催予定
構 メ バー	部会長(学識経験者) 区関係部局職員(係長級職員) ・おとしより保健福祉センター ・健康推進課 ・健康福祉センター ・介護保険課 ・福祉事務所 ・長寿社会推進課 関係機関 (社会福祉協議会・地域包括支援センター)	部会長(学識経験者) 区関係部局職員(係長級職員) ・おとしより保健福祉センター ・介護保険課 ・長寿社会推進課 関係機関 (特養施設長連絡会代表・地域密着型サービス事業者代表)

【 設置の根拠 】

板橋区介護保険事業計画委員会設置要綱(平成14年12年27日区長決定)

(専門部会)

- 第8条 委員長は、委員会の下に専門的かつ具体的な検討又は調査・分析を行うために、専門部会を置くことができる。
 - 2 専門部会は、必要に応じて開催することとし、区関係職員で構成する。
 - 3 委員長は、前項の規定にかかわらず、専門的かつ具体的な検討又は調査分析を行う ために必要な者を専門部会の委員とすることができる。